

京都市告示第177号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成17年4月8日

京都市長 榊本 頼 兼

名 称	位 置	供 用 開 始 の 期 日
久世大築第三公園	南区久世大築町110番, 111番	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)